④自動車検査証記録事項について

・**令和５年１月以降**に交付する車検証は**電子車検証**になります。

・電子車検証の券面に記載されない情報を確認するためには、

車検証閲覧アプリを起動させて、**ＩＣタグ記録情報を確認**する必要があります。

・基本は車検証閲覧アプリで確認いただくのですが、電子車検証が浸透していませんので、令和４年１月から**２，３年の間**は、電子車検証交付時に、**自動車検査証記録事項（※）をお渡しします。**

・自動車検査証記録事項は、**再発行をしません**ので、**大切に保管をして下さい。**

※…電子車検証の券面記載やＩＣタグ記録情報が記載されている。

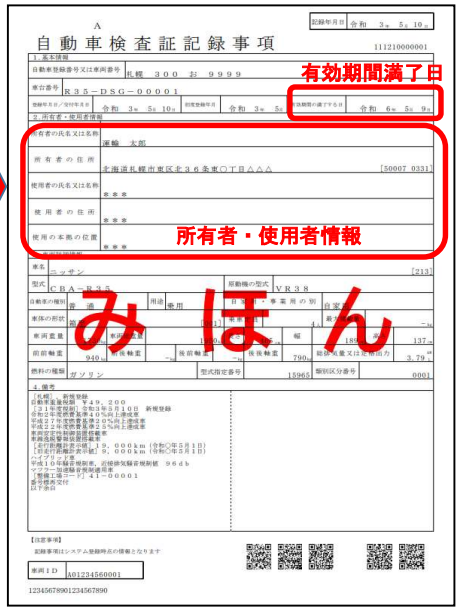

お願い

・以下の場面等で**自動車検査証記録事項の提示を求められる**ことがあります。**絶対に紛失をしないで下さい。**
・もし、自動車検査証記録事項を**紛失した場合は、ご自身で、車検証閲覧アプリより自動車検査証記録事項を出力し印刷**をお願いします。

【ケース】

①県税窓口で、**登録自動車の自動車税申告**をする場合。

②市区町村窓口で、**小型二輪の納税証明書**を取得する場合。

③市区町村窓口で、**臨時運行許可申請**をする場合。